相談事例

ID: 04-01-005

相談タイトル

権利証の再発行について

Q:ご相談内容

所有している土地の権利証を紛失してしまいました。権利証がなくても売買 は可能なのでしょうか。また再発行はできますか。

A:回答

権利証(登記済証)が無くても基本的に売買は可能ですが、権利証の再発行はできません。現在は不動産登記法が改正され、所有権移転の場合原則として登記識別情報や本人確認情報制度によって運用されています。一つの方法として、もし権利証を紛失し提出できない場合、その理由を登記申請書に記載し、登記申請を行う方法があります。具体的には登記所から登記を実行する前に、登記義務者に対して本人限定受取郵便により登記申請があった旨及び登記申請の内容が真実である場合には2週間以内にその旨の申出をすべき旨の通知をします。この通知を受けた登記義務者は、2週間以内に登記申請書に押印した印と同一の印を通知書に押印して必要事項を記載して登記所に提出するものです。